

特定建設作業の種類

法	分類		対象作業
騒音規制法	1	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機	もんけん、圧入式くい打くい抜機、アースオーガーと併用する作業を除く。
	2	びょう打機	
	3	さく岩機	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業
	4	空気圧縮機	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもの（さく岩機の動力として使用する作業を除く）。
	5	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの。
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のもの。
	6	バックホウ	原動機の定格出力が80キロワット以上のもの（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く※）
	7	トラクターショベル	原動機の定格出力が70キロワット以上のもの（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く※）
振動規制法	8	ブルドーザー	原動機の定格出力が40キロワット以上のもの（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く※）
	1	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機	もんけん及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
	2	鋼球	
	3	舗装版破碎機	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業
	4	ブレーカー	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業

※ 6～8「環境大臣が指定するもの」とは、国土交通省が指定した低騒音型・超低騒音型の建設機械のことで、型式については、ホームページ上のリンク先（国土交通省ホームページ）にてご確認ください。